

# 国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

退職などで会社の健康保険等を脱退したときなど、下記の場合は、必ず14日以内に届出をしてください。

## ▽国保に加入するとき

転入してきたとき	転入届を提出するときに国保の届も併せて行います。既存の国保世帯に入るときは、その世帯の保険証も持参してください。
子どもが生まれたとき	出生届を提出するときに国保の届も併せて行います。保険証も持参してください。
職場の健康保険を脱退したとき や扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書が必要です。既存の国保世帯に入るときは、その世帯の保険証も持参してください。
生活保護を受けなくなったとき	生活保護の保護廃止決定通知書が必要です。既存の国保世帯に入るときは、その世帯の保険証も持参してください。

## ▽国保を脱退するとき

転出するとき	転出届を提出するときに国保の届も併せて行います。国保の保険証も必要です。
死亡したとき	死亡届を提出したあと国保の届も併せて行います。国保の保険証も必要です。
職場の健康保険に加入したとき や扶養家族となったとき	健康保険の加入証明書か保険証が必要です。国保の保険証も必要です。
生活保護を受けることになったとき	生活保護の保護開始決定通知書が必要です。国保の保険証も必要です。

## ▽その他の場合

住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	世帯変更届を提出するときに国保の届も併せて行います。国保の保険証も必要です。
大学などに修学するため学生が他市町村に転出するとき	転出届を提出していただき、国保の保険証と在学証明書を持参してください。学生用の保険証を発行します。
長期間の出稼ぎや旅行などで、別個の保険証が必要なとき	遠隔地保険証の手続きを行います。国保の保険証が必要です。行き先の住所地も必要となります。
保険証を紛失したとき	保険証の再発行の手続きを行います。印かんと写真付きで本人と確認できるもの（運転免許証など）が必要です。

**<注意>** 国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、その間の医療費が全部自己負担となり、保険税を遡って納めなければなりません。  
 国保を脱退しなければならないのに届け出が遅れると、国保の被保険者証があるため、うっかりそれを使って受診してしまうことがあります。  
 このようなときは、国保で負担した医療費を後で返していただくことになります。トラブルを避けるためにも届け出は14日以内に行いましょう！

**国保に関する  
申込・問合せ先**

市民課国保年金係・税務課市民税係 ☎32-1111  
各支所総合窓口課

- 三角支所 ☎53-1111      ○不知火支所 ☎33-1111
- 小川支所 ☎43-1111      ○豊野支所 ☎45-2111

# 国民健康保険税の税率改正のお知らせ

わが国は、「国民皆保険制度」をとっており、全員が何らかの医療保険に加入することになっております。国民健康保険は、その医療保険のひとつで、皆さんが住む各市町村で運営されております。

増え続ける医療費と長引く景気の低迷により必要となる財源を確保できません。つきまして、このたび宇城市の国民健康保険税の税率が次のように変わります。ご理解をお願いします。

平成 19 年度国民健康保険税の税率・税額					
区分	課税対象基準	医療保険分		介護保険分 (40歳以上65歳未満の被保険者)	
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
所得割 A	前年の所得から33万円を控除した額	9.8%	11.9%	1.30%	2.15%
均等割 B	被保険者1人当たり	26,000円	27,800円	6,300円	9,300円
平等割 C	1世帯当たり	25,000円	26,300円	3,800円	5,600円
A～Cの合計に対する限度額		53万円	56万円	9万円(変更なし)	
1年間の国民健康保険税 = (医療保険分 A+B+C) + (介護保険分 A+B+C) ※課税限度額65万					

## 保険税の計算例

夫 (45歳) 事業所得者 営業等所得 330万円  
 妻 (42歳) 事業専従者 給与所得 55万円  
 子供1 (20歳) 無職  
 子供2 (16歳) 学生



**A 所得割額** 夫 330万円-33万円=297万円 医療保険分 319万円×11.9%=379,610円  
 妻 55万円-33万円=22万円 介護保険分 319万円×2.15%=68,585円  
 課税標準額 319万円(33万円は基礎控除)

**B 均等割額** 医療保険分 27,800円×4人=111,200円  
 介護保険分 9,300円×2人=18,600円

**C 平等割額** 医療保険分 26,300円×1世帯=26,300円  
 介護保険分 5,600円×1世帯=5,600円

**<<年税額>>** A所得割額 B均等割額 C平等割額 合計  
 医療保険分計 379,610円 + 111,200円 + 26,300円 = 517,110円(100円未満切捨て)  
 介護保険分計 68,585円 + 18,600円 + 5,600円 = 92,785円(限度額9万円適用)  
 合計 517,110円 + 90,000円 = 607,110円